

○印旛郡市広域市町村圏事務組合行政組織規則

昭和 57 年 4 月 1 日

規 則 第 1 号

改正 平成 10 年 3 月 31 日 規則第 1 号 平成 15 年 2 月 14 日 規則第 3 号
平成 12 年 12 月 26 日 規則第 3 号 平成 19 年 3 月 28 日 規則第 4 号
平成 14 年 3 月 22 日 規則第 2 号 平成 22 年 7 月 26 日 規則第 5 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合組織条例（昭和 47 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき管理者の権限に属する事務を処理するための組織及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条において準用する法第 171 条第 5 項の規定により会計管理者の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 前条に規定する組織を分けて本庁機関及び出先機関とし、各機関の定義を次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本庁機関 条例第 1 条に規定する事務局及び第 3 条に規定する課をいう。
- (2) 出先機関 前号に規定する本庁機関以外の機関で、法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置された公の施設を管理する機関をいう。

第 2 章 本庁機関

(課及び係の設置)

第 3 条 条例第 1 条に規定する事務局に次の課を置き、それぞれの課に当該右欄に掲げる係を置く。

	課 名	係 名
事 務 局	管 理 課	庶 務 係
	企 画 課	企 画 係

(会計係)

第 4 条 会計管理者の事務等を処理する組織として会計係を置く。

第 3 章 事務分掌

(課の事務分掌)

第 5 条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

事 務 局

管 理 課

庶 務 係

- (1) 公文書に関すること。
- (2) 人事に関すること。

- (3) 財務に関すること。
- (4) 議会に関すること。
- (5) 監査委員に関すること。
- (6) 統一採用試験に関すること。
- (7) 職員研修に関すること。
- (8) 軽費老人ホーム「よしきり」の管理運営に関すること。
- (9) 印旛地域農林業センター管理運営に関すること。
- (10) 情報公開制度の総括に関すること。
- (11) その他、他の係に属さない事務に関すること。

企 画 課

企 画 係

- (1) 各種広域的事業の調査、研究及び実施に関すること。
- (2) 広報紙等の企画編集発行に関すること。
- (3) 病院群輪番制方式による第二次救急医療機関運営事業に関すること。
- (4) 各種協議会等の事務に関すること。
- (5) 市町の連絡調整に関すること。

(会計係の事務分掌)

第 6 条 会計係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 歳入歳出予算の収支及び決算に関すること。
- (2) 現金、物品の出納及び保管に関すること。
- (3) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (4) 支出負担行為の確認に関すること。
- (5) 指定金融機関等に関すること。

第 4 章 出先機関

(出先機関の種類及び所属)

第 7 条 出先機関の種類及び所属は次のとおりとする。

(1) 公の施設を管理する機関

種 類	所 属
軽費老人ホーム「よしきり」	事務局管理課
印旛地域農林業センター	

(出先機関の係の設置並びに所掌事務)

第 8 条 出先機関の係の設置並びに事務分掌は、別に定める。

第 5 章 職制

(本庁機関の職制)

第 9 条 事務局に局長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 会計係に係長を置く。

3 前 2 項に規定するもののほか必要があるときは、事務局に次長、参事、技監並びに主幹、副主幹、主査及び主査補をおくことができる。

4 前 3 項に定めるほか課（係）に所要の職員を置く。

(出先機関の職制)

第 10 条 出先機関に当該右欄の職員を置く。

出 先 機 関	職 員
軽費老人ホーム「よしきり」	所 長

2 前項に定めるもののほか、各出先機関にその他の職員を置く。

第 11 条 緊急を要する事務で分担事務が繁忙のとき又は重要特殊な事務については、各課は相互に援助し合わなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合事務分掌規則（昭和 47 年規則第 3 号）は廃止する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 26 日規則第 3 号）

この規則は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 22 日規則第 2 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 14 日規則第 3 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条の規定により従前の例により在職する収入役の任期中は、この規定にによる改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合行政組織規則第 4 条の規定は、適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 22 年 7 月 26 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 3 月 23 日から適用する。